

た事実等を総合して判断する。

- * 意思連絡は、事前共謀ばかりでなく現場共謀や順次共謀でも足り、明示的なものだけでなく黙示のものでも足りる。
- * 重要な役割や重大な寄与とは、利益分配、関与者の関係、犯行に不可欠な役割を担った事実、道具の用意等の事実から判断するが、両者は厳密に分類されるものではない。
- * 重大な寄与を独立の要件として考える見解もある。
- * 共同正犯と幫助犯の区別については、重い罪である共同正犯の成立要件を先に検討し、これを満たさない場合に幫助犯の成否を検討すれば足りる。具体的には、正犯意思がある場合には共同正犯、ない場合には幫助犯となる（最決昭57.7.16/百選I [第7版] [77]、福岡地判昭59.8.30/百選I [第7版] [78]）。
- * 実行行為を担当していても、犯罪の実現にとって重要な役割を果たしたとはいえない場合には、正犯意思を否定し、幫助犯が成立することとまるものと解されている（横浜地判昭56.7.17）。

◆ 共謀の射程

〈問題提起〉

共謀内容と異なる実行行為が行われた場合、共謀のみに関与した者も行われた犯罪の共謀共同正犯として罪責を負うか。

〈論証〉

（『論点1 共同正犯の処罰根拠』を論じる。）

このような因果性を及ぼすことは、実行行為を行わない者でも可能であるから、共謀共同正犯を認めることが可能である。

そこで、実行行為を行っていない者でもこのような因果性が認められる場合、具体的には①共謀、②共謀に基づく実行行為が認められる場合に「犯罪を実行した」（60条）と評価することができる。

そうだとすれば、当初の共謀の射程外の行為がなされた場合には、新たな共謀がない限り、当該行為は②共謀に基づく実行行為とはいえないものと解する。

その判断は、当初の共謀と実行行為の内容との共通性、当初の共謀による行為と過剰結果を惹起した行為との関連性、犯意の単一性・継続性、動機・目的の共通性という事情から総合的に行う。

- * 共謀の射程の問題は、共謀と結果との間の因果性が欠如するか否かの問題である。すなわち、共謀とは全く別内容の犯罪行為が行われた場合には、当初の共謀に内在する危険が結果に実現されたとはいえないから、因果性が欠け、②が否定される。
- * 最判平6.12.6/百選I [第7版] [96] では、反撃行為と追撃行為とでは、急迫不正の侵害の有無という点で客観的状況が大きく変化しているとともに、侵害阻止目的か加害目的かという点で目的も異にしているため、反撃行為に関する共謀の射程は追撃行為にまで及ばず、新たに共謀が成立したか否かを判断したと解される。

旧司平9-1, 21-1

司平20, 23

最判平6.12.6/百選I [第7版] [96]